

監査基準報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書705 独立監査人の監査報告書における除外事項付意見 2011年 7 月 1 日 改正 2011年 12月 22日 改正 2014年 4 月 4 日 改正 2015年 5 月 29日 改正 2019年 2 月 27日 改正 2020年 4 月 9 日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 8 月 19日 改正 2022年 10月 13日 改正 2023年 1 月 12日 改正 2024年 9 月 26日 改正 2025年 7 月 17日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第34号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《2. 除外事項付意見の表明が必要とされる場合》 (省 略) 《(5) 十分かつ適切な監査証拠が入手できない場合》(第5項(2)参照) A9. 監査人が特定の手続を実施できない場合においても、代替手続の実施により十分かつ適切な監査	監査基準報告書705 独立監査人の監査報告書における除外事項付意見 2011年 7 月 1 日 改正 2011年 12月 22日 改正 2014年 4 月 4 日 改正 2015年 5 月 29日 改正 2019年 2 月 27日 改正 2020年 4 月 9 日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 8 月 19日 改正 2022年 10月 13日 改正 2023年 1 月 12日 改正 2024年 9 月 26日 最終改正 2025年 7 月 17日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第34号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《2. 除外事項付意見の表明が必要とされる場合》 (省 略) 《(5) 十分かつ適切な監査証拠が入手できない場合》(第5項(2)参照) A9. 監査人が特定の手続を実施できない場合においても、代替手続の実施により十分かつ適切な監査

改正案	現 行
証拠を入手できる場合には、監査範囲の制約とはならない。代替手続の実施によっても十分かつ適切な監査証拠が入手できない場合には、必要に応じて第6項(2)、第8項及び第9項が適用される。 経営者による監査範囲の制約により、例えば、不正による<u>重要な虚偽表示</u>リスクの評価や、監査契約の更新についての検討など、他に検討すべき事項が生じる場合がある。 (省 略) 《IV 適用》 (省 略) 以 上	証拠を入手できる場合には、監査範囲の制約とはならない。代替手続の実施によっても十分かつ適切な監査証拠が入手できない場合には、必要に応じて第6項(2)、第8項及び第9項が適用される。 経営者による監査範囲の制約により、例えば、不正リスクの評価や、監査契約の更新についての検討など、他に検討すべき事項が生じる場合がある。 (省 略) 《IV 適用》 (省 略) 以 上
・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） ・ 本報告書（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正） ・ 本報告書（2024年9月26日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年9月26日改正） ・ 本報告書（2025年7月17日改正）は、次の公表物の公表に伴う追加の修正を反映している。 － 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年9月26日改正） ・ 本報告書（ 年 月 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」（ 年 月 日改正）	・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） ・ 本報告書（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正） ・ 本報告書（2024年9月26日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年9月26日改正） ・ 本報告書（2025年7月17日改正）は、次の公表物の公表に伴う追加の修正を反映している。 － 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年9月26日改正）
《付録 除外事項付意見の監査報告書の文例》（A16項、A17項及びA24項参照） (省 略) 以 上	《付録 除外事項付意見の監査報告書の文例》（A16項、A17項及びA24項参照） (省 略) 以 上